

文京区情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第三十一号

文京区情報公開条例の一部を改正する条例

文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二項後段を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年一月四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区情報公開条例第十三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関に到達した文京区情報公開条例第六条第一項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）について適用し、同日前に実施機関に到達した公開請求については、なお従前の例による。